

申請の要件	12 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知
申請に関する説明	高圧ガス容器の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、市長に申請する必要があります。変更後においてもその容器が定められた規格に適合すると市長が認めたときは、刻印等を実施したうえで「容器規格適合通知書」を交付します。ただし、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が認めた場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第54条第1項
関係条項	第44条第4項、第54条第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第7条</li> <li>・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号）</li> </ul>
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号）</li> <li>・容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第7号）</li> </ul>
標準処理期間	10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額